平成 30 年 12 月
福岡市こども未来局こども発達支援課

福岡市の未就学児に対する療育体系（入所支援を除く）

早期発見

保護者・乳幼児健診・民間医療機関・保育所・幼稚園

相談・診断

あいあいセンター（中央・博多・南・城南）

西部療育センター（早良・西）

東部療育センター（東）

調整

利用調整※

利用調整委員会（各児童発達支援センター施設長等）

※児童発達支援センター（知的単独通園）については，１人でも多くの子どもが必要な支援を受けられるよう，各療育センターが中心となり利用調整を実施（福岡市独自）

療育

			児童発達支援センター（市立）					児童発達支援センター（民間）				児童発達支援事業（分園）				児童発達支援事業（重心）					
			①あいあいセンター	②西部療育センター	③東部療育センター	④あゆみ学園（医療型）	⑤めばえ学園	⑥しいのみ学園	⑦ゆたか学園	⑧ｊｏｙひこばえ	⑨こだま	すてっぷ長浜	すてっぷ南庄	すてっぷ松香台	ｊｏｙとびっこくらぶ	福岡病院	ひだまりのおうち	ニコちゃん家	しんがくどう福岡東	SMAPRE JOIN	他
児童福祉法	児童発達支援	知的親子	○	○	○		○														
		知的単独		○	○	○	○	○	○	○	○										
		肢体親子	○	○	○	○															
		肢体単独	○	○	○	○															
		重心	○	○	○	○										○	○	○			
		医ケア	○	○	○	○	○									○	○	○			
		幼保並行										○	○	○	○						
		視覚	○																		
		聴覚	○																		
	保育所等訪問支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	
	居宅訪問型児童発達支援		○	○	○																
	計画相談		○	○	○	○	○	○	○	○	○										一部
健康保険法	外来		○	○	○	○															○
障害者総合支援法	障がい児等療育支援事業		○	○	○																
	障がい児保育訪問支援事業		○	○	○																
	私立幼稚園障がい児支援事業		○	○	○																